東京都担当確認年月日 令和元年7月9日 東京都作業部会確認年月日令和元年7月10日 (使用許可の変更に伴う再確認日令和2年7月8日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について (江の島ヨットハーバー)

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること	・本件は、セーリングの競技会場となる江の島ョットハーバーの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格で確保することを目的とし、既存艇の移動経費及び会場使用料について、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、その上限額を評定・報告(既存艇の移動経費は「評定」、会場使用料は「報告」)するものである。 ・オリンピック競技が実施される予定であり、当該経費は、平成29年5月31日の合意に基づく「都外自治体所有施設における賃借料等」に該当するため、都が負担する事項である。・パラ経費は該当なし。 (令和2年7月6日 使用許可の変更に伴う確認・追記)なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、		
大会運営を担う組織	・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意により、都外自治体所有施設の競	
委員会が一括して執	技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこと	
行した方が効率的、効	となっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。	
果的であること		

江の島ヨットハーバーは東京 2020 大会のセーリング競技会 場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 又、土地・施設等の確保にあたり、現在当該施設内に保管さ れている既存艇の一時的な外部への移動は必要な作業であ (令和2年7月6日 使用許可の変更に伴う確認・追記) ・今般の2020大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催の ために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、 ①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物 の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施 経費の内容等 した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 が必要性(必要 ・ なお、今回の使用許可の変更は、組織委員会より下記の通り な内容、機能か 説明を受けている。 など)、効率性 ① 施設所有者である神奈川県から湘南港の管理運営上支障 (適正な規模、 するとして指示のあった仮設物の撤去工事を実施する必 単価かなど)、 要があり、令和2年7月15日に撤去完了予定である。 納得性(類似の ② 延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場 ものと比較し 合の費用と、一部撤去を要する前述の仮設物以外の仮設物 て相応かなど) を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費 等の観点から 用の方が安価となることが判明した。 ・これらを踏まえ、令和2年7月16日以降に現行使用許可を 妥当なもので あること 継続すると、一部仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、 今年度は借用の必要がない場所に係る不要な使用料が発生す るため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める 必要がある。 ・ 各施設の使用期間及び既存艇の移動期間は、関係FAと調整 の上、施設所有者と交渉を重ね、各施設の使用期間及び既存 艇の移動期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記) 性 ・使用許可の変更については、仮設施設の一部撤去が完了するの が令和2年7月15日の予定のため、令和2年7月16日以降は、 最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。

納得性		・ 移動経費については、組織委員会が、国の「公共用地の取得	
		に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見	
		を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償	
		基準」に基づき算定している。又、業務委託先である補償コ	
		ンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成さ	
	納得	れる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算	
		定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定	
		した上限額といえる。	
	性	・ 又、会場使用料については、各種法令・条例等に基づく使用	
		料・占用料等として算定されている。そのうち、本大会にお	
		ける湘南港の使用料については、行政財産目的外使用許可に	
		基づく使用料金額である。	
		(令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記)	
		・使用許可の変更について、仮設施設の一部撤去完了翌日の令和	
		2年7月16日からとすることにより、経費の削減が図られる。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること		・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げは、会場	
	確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担		
	の対象として適切といえる。		
	・ 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額で		
	ある。今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、現在検討		
	中の漁業補償を含めV3予算内に収めること。		
		(令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記)	
		・ また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、	
		その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。